

長 建 協 発 第 7 8 号  
平成 2 8 年 5 月 2 6 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

平成 2 8 年熊本地震の被災地における災害復旧事業等に係る  
前払金保証の事務処理の迅速化・円滑化について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 8 年熊本地震の被災地においては、災害復旧事業等の円滑な実施が強く求められているところであり、そのためには、建設企業が災害復旧事業等の着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、公共工事の前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）が適切に活用されることが重要であります。

このため、今般、被災地における災害復旧事業等に係る前払金保証の事務処理の迅速化・弾力化を図り、災害復旧事業等の円滑な実施を確保するよう、国土交通省より三保証会社に対し通知が行われたところであります。

つきましては、標記について、別添のとおり全建を通じ同省土地・建設産業局建設業課より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。